

No. 25 水田の耕作について（平成 31 年 3 月受付）

| | |
|----|--|
| 内容 | 横山の水田を早目に耕作できるように動いて下さいますようお願い致します。 |
| 回答 | <p>この手紙の内容から、横山地先で耕作をしていた水田のことだと推測されます。この件については、町も重大な事態であると判断し、弁護士や県にも照会したところ、利用権設定により賃貸借されている農地については、相続財産管理人が選任されないと解除できないと回答をいただいております、既に土地所有者の皆様にはお知らせさせていただいております。</p> <p>また、最近になって相続財産管理人を申立てする動きがあることも聞いております。</p> <p>つきましては、相続財産管理人が選任された場合に一刻も早く賃貸借契約が解約できるよう準備を進めてまいりたいと考えます。土地所有者及び耕作者の皆様には、ご迷惑、ご不便をおかけしておりますがご理解いただきたいと思っております。</p> |